

群馬支所管内水質検査結果

令和元年 10月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.4	1.2	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.07	0.07	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1未満	0.1未満	
	健康に関連する項目 一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
20 ベンゼン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
消毒副生成物		21 塩素酸	0.6mg/L以下	0.11	0.12
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.010	0.011
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002未満	0.002	
	25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	0.002	0.002	
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.016	0.017	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.008	0.009	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.004	0.004	
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満	
水道水が有すべき性状に関する項目 色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	0.02	
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	0.03未満	
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	
	味覚 色	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.0	6.2
37 マンガン及びその化合物		0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
味覚 色	38 塩化物イオン	200mg/L以下	7.5	7.0	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	51	39	
	40 蒸発残留物	500mg/L以下	92	82	
発泡 におい	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	
	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—	
発泡 におい	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—	
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
味覚 色	45 フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4	0.5	
基礎的性状	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.7	7.6	
	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.22	0.27	

—印は、今回測定しなかった項目

群馬支所管内水質検査結果

令和元年 11月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
	無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	—
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
健康に関連する項目	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	—
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—
25 ジブロモクロロメタン		0.1mg/L以下	—	—	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	—
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	—
味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	8.1	7.8	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	—	
発泡	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—	
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—	
発泡	42 ジェオスミン	0.0001mg/L以下	—	—	
	43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	—	—	
味覚	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—	
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	—	
基礎的性状	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3	0.3	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.6	
	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.23	0.27	

—印は、今回測定しなかった項目

群馬支所管内水質検査結果

令和元年 12月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
	無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	—
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
健康に関連する項目	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	—
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—
25 ジブromクロロメタン		0.1mg/L以下	—	—	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	—
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	—
味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	8.3	8.6	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	—	
発泡	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—	
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—	
発泡	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—	
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—	
味覚	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—	
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	—	
基礎的性状	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3	0.3	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.7	
	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.23	0.17	

—印は、今回測定しなかった項目

群馬支所管内水質検査結果

令和2年 1月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系		
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0		
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性		
	無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
		8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.3	1.6	
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05未満	0.05未満	
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1未満	0.1未満	
健康に関連する項目	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	消毒副生成物	20 ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
		21 塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	0.06未満	
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.004	0.004	
24 ジクロロ酢酸		0.03mg/L以下	0.002未満	0.002未満		
25 ジブromクロロメタン		0.1mg/L以下	0.002	0.002		
26 臭素酸		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満		
27 総トリハロメタン		0.1mg/L以下	0.008	0.008		
28 トリクロロ酢酸		0.03mg/L以下	0.003	0.003		
29 ブロモジクロロメタン		0.03mg/L以下	0.002	0.002		
30 ブロモホルム		0.09mg/L以下	0.001未満	0.001未満		
31 ホルムアルデヒド		0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満		
水道水が有すべき性状に関する項目		色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満
			33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満
	34 鉄及びその化合物		0.3mg/L以下	0.03未満	0.03未満	
	35 銅及びその化合物		1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.2	7.5	
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
	味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	7.6	7.7	
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	50	54	
		40 蒸発残留物	500mg/L以下	106	118	
	発泡	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	
		42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—	
	発泡	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—	
		44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
	味覚	45 フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	
		46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3	0.3	
基礎的性状	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.4	7.6		
	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない		
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない		
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満		
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満		
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.23	0.20		

一印は、今回測定しなかった項目

群馬支所管内水質検査結果

令和2年 2月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
	無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	—
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
健康に関連する項目	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	—
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—
25 ジブromクロロメタン		0.1mg/L以下	—	—	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	—
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	—
味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	9.3	9.2	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	—	
発泡	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—	
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—	
発泡	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—	
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—	
味覚	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—	
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	—	
基礎的性状	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3	0.3	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.7	7.7	
	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.22	0.21	

—印は、今回測定しなかった項目

群馬支所管内水質検査結果

令和2年 3月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
	無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	—
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
健康に関連する項目	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	—
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—
25 ジブromクロロメタン		0.1mg/L以下	—	—	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	—
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	—
味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	8.9	8.9	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	—	
発泡	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—	
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—	
発泡	42 ジェオスミン	0.0001mg/L以下	—	—	
	43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	—	—	
味覚	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—	
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	—	
基礎的性状	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3	0.3	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.6	
	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.23	0.24	

—印は、今回測定しなかった項目